

「健康保険被扶養者資格再審査システム操作マニュアル」も、あわせてご確認ください

関西電力健康保険組合では、健康保険法に則り、保険給付適正化の取組みとして、被扶養者の資格確認を毎年実施しております。令和4年度も被扶養者の状況を調査し、「被扶養者資格」が適正であるかどうか確認を行います。申告に漏れや誤りが無いよう提出をお願いいたします。

1. 実施内容について

- 対象者 … 令和4年4月1日現在23歳以上(生年月日が平成11年4月1日以前)の被扶養者全員
(令和3年1月1日以降の認定者を除きます)

画面には、審査対象となる方のお名前のみ表示されています。令和4年4月1日現在で、22歳以下(生年月日が平成11年4月2日以降)の被扶養者のお名前は表示されていません。

- 実施時期 … 令和4年9月～11月 (詳細な日程はお勤め先の健保担当箇所から別途通知されます。)
- 内容 … 被扶養者資格再審査(Web)システムの調査票に沿って、前年の「職業」「収入」等の入力、および必要書類の提出を行ってください。

《ご注意ください》

毎年、就職による扶養削除の届出漏れが多く発生しております。

また、アルバイト、パート等をされている方で年間の収入が130万円未満であっても、勤務先の健康保険に加入されている場合があります。被扶養者の方によくご確認ください、「被扶養者資格の抹消(異動)届漏れ」がある場合は、速やかに手続きをお願いいたします。
※手続き方法等は、関電健保のホームページ「すこやかweb」→「こんなときの手続きは」→「家族を被扶養者から外すとき」をご覧ください。

2. 実施手順について

【ブラウザ環境】PC:Google Chrome Microsoft Edge スマートフォン:Safari11以上、Chrome をお使いください。
IE11はサポートが終了しているため、正常な動作が保証できませんので、上記に切り替えて操作ください。

資格再審査システムにて以下の手順で作業をお願いします。(詳しくは、別添「操作マニュアル」をご確認ください。)

<アクセス～書類提出までの大まかな流れ>

操作手順① 「資格再審査システム」のWebサイトにアクセスし、初回ログイン認証をしてください。

操作手順② ご自身でユーザーIDとパスワードを設定し、メールアドレスを登録してください。
※連絡用のメールアドレスとなります。速やかに初回認証をしてご登録ください。

操作手順③ 「被扶養者資格調査」画面から、調査内容に沿って、入力してください。

操作手順④ 「添付資料確認」画面で、添付する書類を確認してください。
※調査票の入力結果に基づき、必要な添付書類が自動表示されますが、詳細はP2「必要書類一覧表」をご参照下さい。
※被扶養者の全てが添付書類不要の場合は、アップロードする必要がありませんので、ここで入力作業は完了となります。

操作手順⑤ 「添付資料アップロード」画面で、必要書類を、アップロードしてください。
※必ず、最終まで完了してください。

入力完了 「審査途中で申請内容に不備等があった方」には、メールで通知します。不備内容を確認し、再提出等の手続きをお願いします。

正当な理由なく、健保組合の指定する提出期日までに必要書類の提出等がない場合は、
「被扶養者資格を有さない」とみなし「令和3年1月1日」まで遡って被扶養者資格を取消させていただきます。

- ①Webサイトにアクセスし初回ログイン認証をしてください
- ②ご自身でユーザーIDとパスワードを設定し、メールアドレスを登録してください



保険者指定コードは「06271225」と入力し、保険証に記載されている記号・番号、生年月日、氏名(カナ)を入力してください



ご自身でユーザーIDとパスワードを設定し、メールアドレスを入力してください。登録したアドレス宛に届く認証コードを入力すれば初回登録完了です。
※ID使用可能文字(6文字以上50文字迄)
半角英字、半角数字、半角記号(@ - _ , +)
※パスワード設定条件(8桁以上20桁以内)
以下の①～③を各1文字以上組み合わせてください
①a～zの英字(小文字・大文字可)②0～9の数字
③記号(使用可能記号:@ - _ , + # !)

- ③「被扶養者資格調査」画面から、④「添付資料確認画面」で、添付調査内容に沿って入力してください。する書類を確認してください。
- ⑤「添付資料アップロード画面」で必要書類をアップロードしてください。



職業・収入・同居・別居などを入力してください



審査途中で申請内容に不備等があった方には、メールで通知します。不備内容を確認し、再提出等の手続きをお願いします

【ご注意ください】
今年度から、初回ログイン方法や、入力方法に変更があります。詳細は、操作マニュアルをご覧ください。

【お問合せ先】
お勤め先の、健保担当箇所からのご案内をご確認ください。

「必要書類一覧表」

※書類には「個人情報」が記載されています。取り扱いには十分ご注意ください。

○被扶養者実態調査(Web)システムの調査票で該当する前年の収入の状況を全て選択し、その選択に応じた下記必要書類を添付して下さい。
(添付書類はすべて、コピー(写)で可)

前年の収入	必要書類	備考	
無職・無収入 ※前年の収入が0円の場合に限る	・配偶者の場合 ・前年が学生の場合	●添付書類不要 ●「在学証明書」または「学生証」 ※上記書類が提出できない場合は、令和4年度<令和3年分>所得(課税・非課税)証明書を添付してください。	・収入がある学生は、収入の内容に応じた書類を添付してください。
	・上記以外の場合	●令和4年度<令和3年分>所得(課税・非課税)証明書	
	給与収入 【給与による収入があった】	下記のいずれかの書類 ●令和3年分源泉徴収票「令和3年1/1～令和3年12/31間の収入」がわかるもの ※支払者欄が手書きの場合は、社印もしくは代表者印が押されているものを添付してください。 ●令和4年度<令和3年分>所得証明書「令和3年1/1～令和3年12/31間の収入」がわかるもの ※市町村民税の「課税証明書」でも可 ●健保が定める「給与等支給額証明書」(◆) ●令和3年分確定申告書、および収支内訳書 ●令和3年分の年収が確認できる公的書類	・複数の勤務先で収入がある場合は全ての収入が確認できる書類を添付してください。 【注意】 給与明細書については、給与累計が記載されているものであっても添付資料と認められません。
事業収入 【事業による収入があった】	●令和3年分確定申告書、および収支内訳書 ※確定申告を実施していない場合は、令和4年度<令和3年分>所得証明書と「直接的必要経費申告書」を添付してください。申告書の総収入が収入限度額を超過する場合は、その裏付けとなる領収証(写)も併せて添付してください。	・自営業者の収入については、かんでんけんぽ HP「すこやかweb」→「健康保険のしくみ」→「健康保険に加入する人」→「収入の範囲」を参照下さい。	
年金収入 【年金(★)による収入があった】	●令和4年度_年金額改定通知書 または 年金振込通知書 ※年金の源泉徴収票は、添付書類として認めておりません。 ・「公的年金」は、令和4年4月以降に年金事務所から送付された通知書を提出下さい。 ・「個人年金」は、令和4年1月以降に保険会社等から送付された通知書を提出下さい。	・通知書に名前の記載がない場合は、名前が記載されている部分(ハガキの宛名面等)を添付してください。 ※本来は令和3年分収入の確認ですが、年金収入については、既に令和4年分の年額が判明しているため、例外的に添付していただくものです。	
その他収入 【一時収入等による収入があった】	●令和3年分確定申告書、および収支内訳書 ※確定申告を実施していない場合は収入額が確認できる書類を添付してください。		

◆「給与等支給額証明書」「直接的必要経費申告書」は、被扶養者資格調査システムのトップページの「関西電力健康保険組合からのお知らせ欄」に添付しています。また、関電健保のホームページ「すこやかweb」→「お知らせ」→「令和4年度資格再審査について」にも添付しています。

(★)年金は障害年金(手当)、遺族年金も含まれます。

被保険者と別居している被扶養者の場合

○上記の書類に加え、仕送りの状況が確認できる書類(※)令和3年1月～令和3年12月の実績(すべて)が必要です。

ただし、次の①～⑤の場合は、仕送り書類の提出は免除します。

- ①単身赴任による別居の場合
- ②長期出張による別居の場合
- ③就学(下宿他)による別居の場合
- ④単身出産による別居の場合
- ⑤上記①～④以外の理由で、別居した日がR4年1月1日以降である場合

【※仕送り確認書類とは】

- 振込依頼書(控) ●預金通帳 など

(注)送金者・受取者の氏名、受取月日、送金額が確認できるものです。

口座への預入や手渡しは一切認めません。
通帳のコピーを提出される場合は通帳の表紙と中身の両方を添付してください。

審査内容によっては、上記以外に追加書類を求める場合がありますので、ご了承下さい